

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		入館の禁止
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮盆栽美術館条例
条 項		第 12 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 大宮盆栽美術館 (電話：048-780-2092)
処 分 基 準	基 準 (未設定の 場合はその 理由)	次のいずれかに該当すると認めるときは、美術館への入館を禁止し、又は退館を命じることができる。 (1) 美術館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。 (2) 盆栽資料又は施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 7 月 17 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		